

## 物価高騰でも変わらない月数 年末一時金に関して怒りの声

年末一時金(裏面参照)が正社員2, 15ヶ月(年間4, 3月)、12月8日に支給されます。待望の一時金ですが、この月数は何年も変わっていません。今年の春闘で若干賃上げされましたが、物価高騰に追いつきません。非正規社員は最低賃金が41円上がった分、一時金に反映されて若干上がりますが、金額が少ないことには変わりありません。

### 最近のニュース

#### から困窮の実態

厚労省は11月7日、実質賃金が18ヶ月連続マイナスと発表しました。

この発表後ニュース番組は11月8日、生命保険会社の調査を報じていました。それによると、標準的な家庭で物価高騰による負担増は11月22825円、年間27万3900円になっている。

物価高騰対策として食費を抑える人48%、次に衣服としていますが、必要な金額は最低でも月2万円以上としていました。

#### 他では一時金を

#### 上げている

人事院は8月7日に年間の一時金4, 5ヶ月と勧告し、国家公務員の一時金は昨年よりも多く支給されます。他の企業でも昨年より

も多く支給することがニュースになっています。それに比べて郵政はどうでしょうか。郵政ユニオンは今年の春闘で一時金を4, 5ヶ月要求しましたが、会社は先行き不透明な経営状況などと言って4, 3ヶ月にとどまったのです。

頑張りがあったからであり、郵政はこの頑張りに応えるべきです。  
生活を守っていただくためにたたか

郵政は内部留保を7兆円以上もつ企業であり、昨年以上の一時金は可能です。それにもかかわらずこれに答えなかったのです。この内部留保は現場の労働者の

皆さん、私たちは「物価高騰に見合った賃金、一時金を」の声を大きくしていただく必要があります。そして、要求を勝ち取っていくために郵政ユニオンに加

### 郵政20条裁判の日程

- 1月15日(月) 郵政20条追加訴訟  
東京地裁631号13時30分
- 2月21日(水) 郵政20条寒冷地手当  
控訴審東京高裁511号13時30分

